

横芝町の人口と世帯

<4月1日現在>

人口 13,661 (-20)

男 6,633 (-3)

女 7,028 (-17)

世帯数 3,483 (-5)

()内は前月比



上堺小・上堺会館落成祝賀式

はなやいだふん囲気のなか荘重に

去る、四月十二日上堺小学校体育館で同小校舎と上堺会館の落成を記念して、式典と祝賀会が盛大に行われました。

式典は、午前十時三十分平山助役の開式のことばで始まり、この式辞の中で佐瀬町長は、「鉄筋二階建ての近代的な施設が歴代の町長さんはじめ、多くの関係者の方々のご協力で完成し、無事に新入生を迎え入れる事ができ、勉学に励んでいる児童を眼のあたりに拝見し、感激もひとしおであります。」また、「今後は更に、騒音対策のための防音工事についても逐次整備いたす所存であります。」というように落成時と今後の対策についてのべておりました。

また、上堺小学校の藤代校長は謝辞の中で、子供達は新しい校舎について次のように受けとめていと話しておりました。「先生、新しい教室つとつても素敵・理科の実験がいろいろできるよ・音楽だつて今までみたいに隣りの教室を気にしなくて大丈夫、大切に大切に使つていこう。」

この隣りの教室を気にしなかつたつてという子供達のいじらしい気持は列席者の胸を打つたことでしょう。この外に来賓の方々の祝辞や工事についての経過報告などがありました。

また、学校、共同利用施設の建設に当つて敷地の提供あるいは教育備品の寄付者又は工事に関係した建設業者に佐瀬町長から感謝状と記念品が贈られました。

感謝状受賞者

校舎施工 〓 岩沢建設(株)

設計管理 〓 (株) 東宏設計事務所(第一期)、(株) 都市建築事務所(第二期)

敷地提供 〓 伊藤常次、宇都木庄吉

小高猶次、海保不二男

海保英夫

教育備品寄付 〓 岩沢重次

会館施工 〓 (株) 外之内組

電気設備工事 〓 (株) 増田電気工業所
空調 〓 〓 急工電機水道(株)

校舎・会館造園工事 〓 川島英夫

目標額をうわまわる

赤い羽根共同募金

前年度の横芝町共同募金の目標額は五十八万六千九百三十四円でしたが、みなさんのご理解とご協力により、寄付金は六十六万三千九百七十四円となり、目標額を七万三千四百六十七円上廻りました。

恵まれない人たちのために、みなさんのあたたかいご支援、本当にありがとうございます。

この寄付金は、ゆりかごから墓場までの、きめの細かい民間活動を続けるための資金として使われるものです。

当町でも、総額で百二十八万円の配分金をうけました。

豊かな心の広がり、地域社会のみんなのしあわせを築くために今後のご協力をおねがいします。

小・中学校の防音事業に 五億二千二百万円を計上

(五十二年の町予算)

昭和五十二年度予算は三月定例議会で議決され執行に移されていますが、その概要をお知らせします。(予算の編成方針については四月一日付広報一五二号を参照してください。)

騒音対策重点に

建設事業は 前年の4.6倍

昭和五十二年度の一般会計予算は十七億五千万円(前年度予算九億八千三百三十万円)で前年度当初予算を七億六千八百七十万円(七八・三%)うまわる大型予算となつています。また、過去五年間の予算規模の推移は第三図のとおりです。

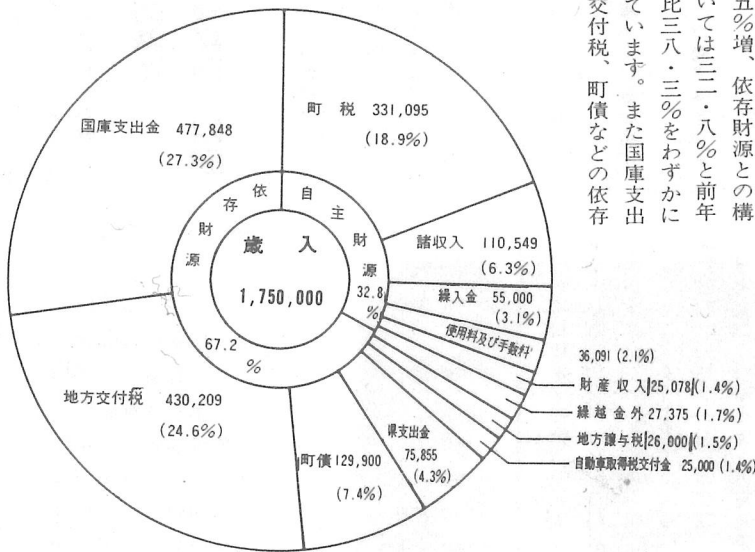
歳入面では、町税が三億三千百九万五千円で予算総額の一八・九%を占めており、固定資産税、町民税等の若干の伸びを見込み、前年度より四千四十一万六千円(一三・九%)増加計上しました。国庫支出金が四億七千七百八十四万八千円(前年度九千百一十一万五千円)、町債一億二千九百九十万円(前年度五千七百万円)で横芝小中学校および横芝中学校の防音改造事業による空港公園補助金および

借入金により前年度より大巾に増加しています。

また町税、使用料および手数料などの自主財源は五億七千四百十五万三千円で、前年度と比較すると四五・五%増、依存財源との構成比においては三二・八%と前年度の構成比三八・三%をわずかに下まわっています。また国庫支出金、地方交付税、町債などの依存

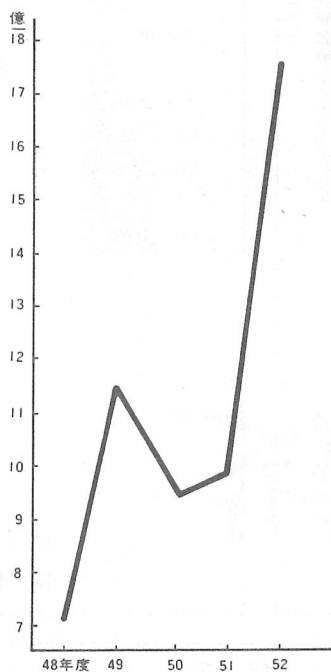
第一図

(単位千円)



第三図

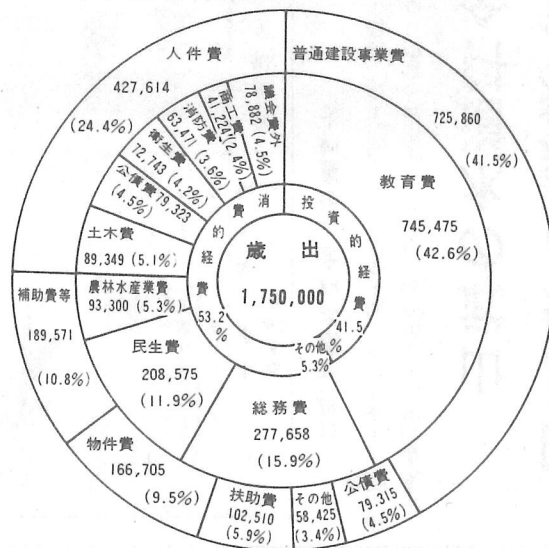
一般会計予算規模の推移



性質別には、道路舗装、学校建設などの普通建設事業費に七億二千五百八十六万円(主なものは横芝中学校の校舎防音改造および増築事業に三億一千八百五十八万五千円・横芝小学校の校舎防音改造事業に二億三千八百四十五万円)・町道舗装事業に四千四百四十万円・給食センター浄化槽設置事業に二千万円)・職員給与・議会議員その他委員の報酬などの人件費に四億二千七百六十一万四千円・し尿処理・ごみ処理・消防業務など(次頁の四段に続きます)

第二図

(単位千円)





五月一日から 印紙税の税額がかわります

印紙税は、「契約書」、「手形」「委任状」、「領収書」などの一定の文書に定められた金額の収入印紙をはりつけて納める税金です。

五月一日以降に作成される文書にかかる印紙税はつぎのようになります。

○今まで五十円の印紙税が課せられていた文書は、すべて百円の印

紙税が課されることになりました。○継続的取引の基本となる契約書、判取帳など一律の税率により課税されている文書の税率は、それぞれ二倍に引上げられました。

○土地売買契約書、請負契約書手形、売上代金の受取書など金額に応じて課税される文書のうち、高額のものについての印紙税額が引上げられました。

○売上代金の受取書のうち、受取金額の書いてある文書を引用しているものなどは、たとえ受取書に金額が書いてなくとも、その引用した金額と同じ金額に応じた印紙税がかかることになりました。

○一定の書式を表示することにより印紙税を申告納付することができる文書に、貸借契約書などが追加されました。

くわしい問合せは、東金税務署 開税部門（電話0475553121）にお尋ねください。

農作業の標準賃金

農業委員会では、農作業の標準賃金などをつぎのように決めました。賃金は、弁当持参、1日当り賃金です。

○労働賃金（単位：円）

	男	女	備考
田植	4,700	4,700	実労働時間8時間
稲刈	4,700	4,700	
畑作物収穫	4,000	4,000	

○機械作業の賃金（単位：円）

水田耕起	107アールあたり	4,500	耕耘深度15cm以上
水田代かき	"	4,500	
農作業用トラクターによる耕耘	"	5,000	ロータリー耕耘 25PS級
田植	"	4,500	苗費は含まない
刈取	"	6,200	結束用繩を含む
脱穀（ハーベスター）	"	6,200	補助者賃金は含まない
刈取脱穀（コンバイン）	"	14,000	補助者賃金は含まない 乾燥場までの搬運搬費は含まない
育苗施設	1箱あたり	550	緑化まで、種もみ代は含まない
ライスセンター（乾燥から調整まで）	1俵あたり	1,300	水分18%もみの場合 水分1%増すごとに100円増
刈取・脱穀・玄米まで	107アールあたり	27,200	

② 水田耕起からコンバインによる刈取脱穀までは、ほ場の土地条件等により適宜増減します。

（※前頁から続く）

を行なっている一部事務組合および各種団体への補助金・負担金などの補助費に一億八千九百五十万七千円、保育所措置費、児童手当および老人医療費などの扶助費に一億二百五十一万円、各種建設事業を行なうために借入れた町債償還金（公債費）に七千九百三十一万五千円が計上されています。また目的別で主なものは、教育費七億四千五百四十七万五千円（四二・六％）総務費二億七千七百六十五万八千円（一五・九％）民生費二億八百五十七万五千円（一一・九％）であります。

給付費増の 国保予算

国民健康保険特別会計予算は総額で三億六千三百万円で、歳入面では、国保税が一億四千七百万九千円で予算総額の四一％となります。このほかに、国庫支出金が一億九千八百九万六千円と五五％をしめています。

前年当初と比較しますと三千万円の増加を示していますが、これは年度内に医療費改定（一〇％）を想定して予算計上したものです。歳出面では、保険給付費が三億二千七百四十一万円（九〇・二％）で一世帯平均の保険給付費にしますと十三万一千八百六十円、一人

あたりでは三万七千八百三十円となっています。また、総務費は二千九百九十六万九千円（六％）、その他一千三百六十二万一千円（三・八％）となっています。

⑤ 自主財源―町税、使用料、手数料など町みずから徴収した財源をいいます。
依存財源―国県等から交付される財源をいい、地方交付税、国庫支出金、県支出金等をいいます。
投資的経費―道路、学校などの普通建設事業、災害復旧事業などに投資する経費。

消費的経費―人件費、物件費、建物などの維持補修費などで毎年きまって支出される経費。

新しく職場等の 健康保険に

加入したら

国民健康保険被保険者のみなさんが、勤務先などで健康保険に加入されたときは、十四日以内に国民健康保険の資格喪失の届出をすることになっています。

まだ手続きの済んでいないかたは、勤め先で発行された被保険者証および国保の被保険者証と印かんをもって、役場住民課の窓口で手続きを済ませてください。手続きをしないでおくと、保険税が二重に賦課されることとなりますので注意してください。

国民年金保険料

免除の申請は六月中に

災害や病気、または失業などのために生活が苦しく、保険料を納められない場合は、保険料納付の免除を受けることができます。

保険料を納めず、免除も受けなくておくと、将来の老齢年金はもちろぬ、万一の事故のときでも障害年金や母子年金などが受けられ

なくなりません。

本年四月分から来年三月までの保険料について免除を受けたい場合は、六月三十日までに印鑑を持参して、役場国民年金係の窓口で手続きをしてください。

ところで、保険料の免除を受けた場合、その期間については将来

行政相談員に

小沢 春光氏



行政管理庁から小沢春光氏が四月二十日付で横芝町を担当する行政相談委員に委嘱されました。

行政相談は、地域住民が国や県などの役所の仕事に対する疑問や不満、意見や要望などをお聴きし、これに関係の役所にあつせんして解決の促進をはかる一方、仕事のやり方の改善や行政の民主化

を推進をするために行われるものです。

皆さんがこの制度を利用する場合は、直接行政監察局に手紙、電話、口頭などで相談をされても結構です。また、直接監察局に申出ることが困難な方は、行政管理庁長官から委嘱されている「行政相談委員」に申出るようになります。

行政に対する苦情や要望をお持ちの方は遠慮なく気軽に申し出て下さい。

行政相談委員

住所 横芝町栗山三、三三三

氏名 小沢 春光

電話 横芝 ②0762

老齢年金の額が、納めた人の三分の一に減額されることになっていきます。このため、免除を受けたときは、これからさき、生活に余裕ができたときに免除を受けた期間の保険料について追納することをすすめます。

保険料の追納は、十年前までの免除を受けた保険料についてできることになっていきます。

総務員芳名

(○印は特別総務員)

大総地区	木戸台	上町2	桐谷 孝志	東町4	鈴木 和夫	鳥喰沼	戸村 栄樹
町原	佐久間 薫	上町3	成川 亮二	栗山	○若梅 一二	屋形	○海保 良之
小堤	諏訪 光弘	上町4	小堀 四郎	栗山東部	加瀬 勲	宮前	海保 清美
寺方1	伊藤 和	上町5	坂崎 清	栗山第1	加瀬 知三	屋形荒場	伊藤 正平
寺方2	鈴木 文夫	大島団地	村島 守二	栗山第2	加瀬 仁	三本松	浅野 虎雄
會根合	実川 治夫	本町	○瀬利 忠作	栗山第3	林 寅造	南	伊藤 正行
於幾	秋元 新	本町1	田中 敬吉	栗山第4	若梅 一二	立会1	小野 宏
坂田	子安 左一	本町2	田子 一雄	橋本	加瀬 芳雄	立会2	伊藤 峰夫
取立	寺田 繁	本町3	内田 功	仲和会	松下 幸徳	南川岸1	吉川 利一
長倉	小倉 義雄	本町4	長谷川重郎平	青芝会	沢田 弘	南川岸2	○秋山 清見
姥山	吉岡 幹雄	古川1	○大沢 順司	東ヶ丘	寺本茂一郎	新島	海保 能夫
遠山	伊藤 利雄	古川2	芝崎 計夫	緑台	向後莊次郎	道貫	伊東 新平
中台	五木田 隆	古川3	美川 節	すみれ団地	宇田 幹男	新田	川島 五郎
牛熊	怒賀 克躬	古川4	越川 良平	宮脇	加瀬 操	本郷	伊藤 彰三
谷台	鈴木 功一	両国新田	○水野忠一郎	TCC	渡部 茂	新島荒場	伊藤 知
横芝地区	鈴木 淳	東町1	桜井 晃	新生会	一瀬 勤	北清水	○秋葉松太郎
上町1	○鈴木 昭武	東町2	大木 豊	栗山南部1	山本 頼次	入間	宇都木辰男
市原	昭武	東町3	○水野忠一郎	栗山南部2	古谷 正夫	三軒家	伊沢 一
			大木 豊	四六会	堀 政幸	西	秋葉 幹雄
			宇井 定夫	鳥喰新田	市原 利一	関場	秋葉 忠男
			義人	鳥喰上	戸田 昭	新青	川島 幸一
				鳥喰下	大木 重信	東	芹川 広

東陽病院で外科再開

五月から毎週水・木・土



田村欣一先生

昨年より町民のみなさんが待ち望んでいた組合立東陽病院の外科診療が、再開されました。

東陽病院は昨年五月から、今年四月まで外科診療の医師が不在でしたが、今般、旭中央病院外科部長田村欣一先生が、五月から、毎週水・木・土曜日に診療を担当することになりました。

横芝の碑

(その五十五)

―地図作製の要石―水準点標石―

今年の二月一日発行の本紙このシリーズで、埋もれていた横芝町の道路原標が久しぶりで陽の目を見たということをお紹介申し上げましたが、その取材を機会にして、

地図作製には欠くことのできない重要な水準点標石がこの横芝町にあることを教えられました。しかも、それが道路原標の位置から余り離れていない向側の道路沿の或民家の門前なのです。

御存知の通り、正式な平面地図には、必ず等高線若しくは等高線等と呼んで土地の起伏を現すため、水準水面（我が国では東京湾の中等水面）から等しい高さの線を結んだ曲線が記入されています。東京湾の水面は常に変化しておりますので、中等水面を何時でも把握できるようにと、地理調査所では、その構内に水準の原点を設け、その標石の高さを、東京湾中等水面から二四、四一米と定め、これを基準として、全国一万余ヶ所以上の一線上の等間隔の地点に、水準原点に準ずる標石を建て、東京湾中等水面からの高さを示してあります。これが水準点標石で、三角点標石と共に地図を作製する

場合の拠点となるもので、いわば要石ともいえるものなのです。水準点標石は、殆んどが道路沿いに設けられていて、標石の根本

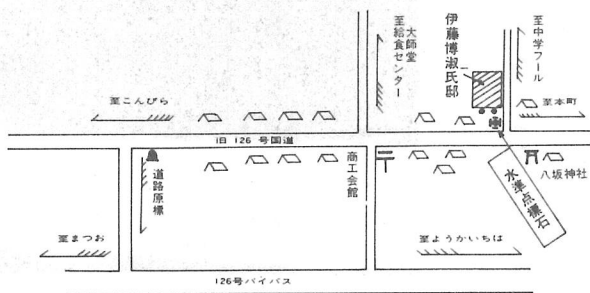
点、二等水準点等と刻まれている外、その頭頂部が一等だけ異なっています。横芝町に建っている実は埋まっていますので、建っている、というよりは、在る、と言った方がよいかも知れません。のは二等か三等水準標石だと思います。というのは、この標石は僅か頭部が見えるだけで、横に刻まれている文字が判りません。しかし、こ



頭頂部が饅頭形をした水準点

は地中深く堅固な基礎で固められ、更に毀損を防ぐために四方を自然石等で囲んであり、特に往來が烈しくて破損の恐れがある場合は、地中に埋めて破壊を防ぐ等、これは総て国の管理で厳重に保護されています。そして、その地点の重要度に応じて一等・二等・三等と格付けされ、標石に一等水準

れを勝手に掘って見たりすることは絶対に許されませんので、頭頂部の形が二等か三等であることしか判断できないのです。尚確かな記録によりますと、この水準点標石は六、一九米だということです。○写真はその水準点標石で、中央が下部は四角で、頭頂部は饅頭形に丸くなり、中央部に更に小さな



◎ 役場

丸い突起状になっています（これが二・三等水準点標石の形で、一等水準点標石は、この突起が二段になっています。標石の四方には自然石が僅かに頭を見せています。後に見える飼料袋は埃芥の袋です。丁度この場所は上町地域の伊藤博淑氏の門前に当る角で、家庭廃棄物の集取所に使われていて、水準点標石がその廃棄物の下になっっていましたので、取材の目標が見付からず、まごまごしていましたところ、伊藤博淑氏が、その廃棄物を退けて標石を示して下さいました。また、この取

材には、横芝小校長江嶋恒夫先生並に収入役本間重寿氏の御指導御協力を頂く等大勢の方々からの御支援があったことを申添えさせて頂きます。（皆さん方に御指導頂いた他、広辞苑及岩波書房発行地図の知識を併せて参考にしました。）

◆お詫びとお断り

このシリーズその五十三「三島薬寺の深豊深」の文の中で、「境内に建っている平家は集会所を兼ねた社務所」と御紹介申し上げましたが、これは誤りで、「この建物は薬王寺の本堂である」旨、元御住職声川静融師から御注意の連絡を頂きました。従って大師堂に薬師如来を合祀してある、ということも誤りであることをお詫びを兼ねてお断りをいたし、併せて静融師の御連絡にお礼を申し上げます。



不在者投票は郵便で

身障者・戦傷病者の選挙

手帳の交付をうけていて、つぎに掲げる障害に該当しているかたは、郵便投票証明書の交付を請求し、当該証明書の交付をうけ、一定の手続によって、郵便による不在者投票をすることが出来ます。

○身障者

・ 両下肢または体幹に障害があつて、手帳に一級または二級と記載されているかた

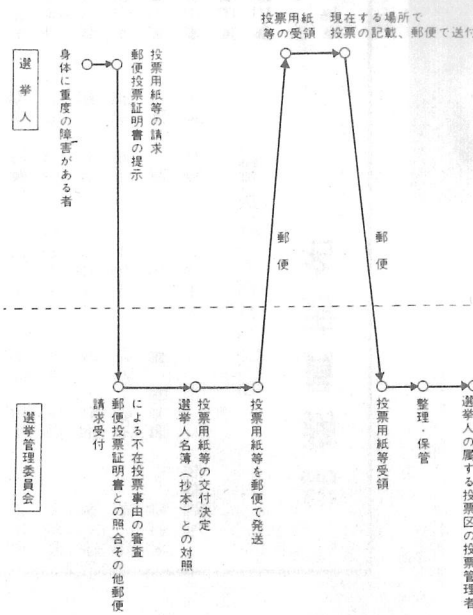
・ 心臓、じん臓または呼吸器に障害があつて、手帳に一級または三級と記載されているかた。

○戦傷病者

・ 両下肢または体幹に障害があ

つて、手帳に特別項症から第二

郵便による不在者投票手続きの概略図



建設のあゆみ

3 月 ~ 4 月

完成した事業

- ① 上堺会館外構工事 39.0m
- ② 道路舗装新設工事
町道大島団地入口線 150.0m
町道古川四社神社脇線 272.0m

③ 歩道舗装工事

横芝小学校前 76.0m

④ 道路排水整備工事

栗山区内 186.0m

木戸台区内 108.2m

着工及び工事中の事業

① 道路舗装新設工事

町道北清水新青区内線 503.0m

町道立会天玉様前線 355.0m

町道南川岸区内線 465.0m

町道新島三島区内線 522.5m

町道栗山第1区内線 475.5m

② 講堂外周排水工事

横芝小学校講堂周り 59.4m



横芝句会四月例会

土屋 栗水
石川 奇水
土屋 栗舟
成田 様子
岡田 江涯
若梅あやめ
向後 雅子
鈴木 南知
鈴木 句城
三枝 句城

通り抜けるは猫のみ竹の秋 原 ひさし
春眠や投げ出す腕に弾の跡 木下石果子
結び葉自然にほどけ桑芽立ち 伊藤 保人
竹の秋水車をめぐる水の音 池田 和代
竹落葉独活の白きを育てけり 安井ゆずる
鉄橋の下も流れて花の屑 佐久間実枝子
鎖び花のすがる椿に手を貸しぬ 佐久間久子
春眠のわがねほげ目に眉をひく 鈴木知佳子
日をたためて風なく昏るる竹 木下 孝子
春眠にあえかなる花咲くを見し 斉藤ちくろ
竹の秋下より露の葉のまるく

次 回 六月七日(火)
日時 「初鯉」 「清水」
兼題

とするかたは、本人が署名した請求書により郵便投票証明書を提示して、投票日の四日前までに選挙管理委員長に対して、投票用紙および投票用封筒の交付請求をしなければなりません。

くわしくは、役場選挙管理委員会におたずねください。

一、九〇〇立タンクは届出が必要

ハウス園芸

ハウス園芸で重油タンクを使用する場合は、届出が必要です。これは八日市場外三町の火災

予防条例によって定められているもので、タンクを設置し貯蔵取扱いをするには、所轄の消防長に届出をして、技術上の基準に従わなければなりません。

重油タンクの取扱ミスによる油もれは、非常に危険です。火災・爆発などの災害が発生してからでは間に合いません。

まだ届出をしていないタンク所有者は、急いで届出をしてください。

くわしいお問い合わせは、消防本部予防課(電04797②0740)